

## 能美市緑が丘・松が岡地内での能美市からのお願い

下記の事項は、良好な住宅団地として整備された能美市緑が丘、松が岡地内における住環境の保全を目的に、建築物の用途等利用の制限について、能美市から土地所有者や建築主等をお願いするものです。

1. 次に掲げる区域内において共同住宅、長屋住宅及び寄宿舍は、建築しない。
  - (1) 松が岡1丁目26番地から35番地及び62番地から74番地の区域
  - (2) 松が岡2丁目34番地から66番地の区域
  - (3) 松が岡3丁目1番地から32番地の区域
  - (4) 松が岡4丁目1番地から63番地及び78番地から110番地の区域
  - (5) 松が岡5丁目1番地から39番地及び66番地から100番地の区域
2. 区画の細分割はしない。
3. 敷地境界等に設置する塀、門、その他これらに類するものの構造は、法面保護等やむを得ないものを除き、原則としてコンクリート、ブロック及び板塀を使用せず、樹木による生垣とする。

能美市土木部まち整備課

TEL 0761-58-2251